

S. E. N. Sの会 東京支部会会則

制定:2007年4月1日
一部改正:2015年11月1日
一部改正:2018年7月1日

第1条 <名称>

本会は「S. E. N. Sの会東京支部会」と称する。

第2条 <事務局の所在>

本会の事務局は、
〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-5-26
杉並区立済美教育センター 月森久江指導教授気付
TEL (代) 03-3311-0021 に置く。

第3条 <目的>

本会は東京都内で活動する S.E.N.S および S.E.N.S-SV 有資格者の資質向上を図ると共に、LD・ADHD 等のある児童・生徒に対する教育の質的向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 <事業>

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の資質と技能の向上を図るための事例研究会等の開催
2. 東京都内の特別支援教育の啓発を図るための研修会等の開催
3. 東京都内の LD 等に関係する諸団体との連携
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 <会員>

本会の正会員は、S.E.N.S および S.E.N.S-SV の有資格者とする。

会員が、本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に違反する行為があった時は、会員の総意によりこれを除名することができる。

第6条 <役員>

本会の運営のために次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名

なお、必要に応じて他の役員を置くことができる。

第7条 <役員の職務>

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐して会務の執行にあたり、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は庶務を担当する。

第8条 <役員の選出と任期>

本会の役員は、正会員の互選により選出する。役員任期は3年とし、再選を妨げない。

第9条 <経費>

本会の経費は、必要に応じて徴収する。

附則1 この会則は本会の設立日 2007年6月10日から施行する。

附則2 この会則の一部改正(2015. 11. 1)は2015年11月1日から施行する。

附則3 この会則の一部改正(2018. 7. 1)は2018年7月1日から施行する。

(以上)